

令和 8 年度

村長施政方針

令和 8 年 3 月

清 川 村

令和 8 年清川村議会 3 月定例会の開会にあたり、議案の審議をお願いするに先立ちまして、村政運営に対する私の所信の一端並びに令和 8 年度予算案をはじめとする主要案件につきまして、その大綱を申し上げ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年を振り返りますと、私自身、「和」といった言葉を年頭に掲げ、村民の皆様をはじめ、本村に携わる全ての方々と分け隔てなく、「和」を持つことを心掛け、村民の和やかな日常生活を維持すべく村政運営を進めてまいりました。

国内では、4 月の開幕以来、来場者が 2,557 万人を突破した大阪・関西万博やメジャーリーグにおける日本人選手の活躍など明るい話題が注目を浴びた一方、8 月に群馬県伊勢崎市で歴代最高気温となる 41.8℃を記録したほか、各地点で最高気温、猛暑日日数が過去最多となることで熱中症による救急搬送者数は 10 万人を超えるまでに至りました。

また、東北地方を中心にクマが人の生活圏にまで出沒し、襲われた方が亡くなられる事案も相次いで発生したほか、年末には青森県東方沖地震が発生し、制度の運用開始以来、初めて発表された北海道・三陸沖後発地震注意情報に全国からは地震や津波の被害を憂慮する声が漏れました。

幸い村内では大地震や台風などによる大きな自然災害に見舞われることなく安堵していたところに、近隣の伊勢原市、秦野市では相次いで山林火災が発生するなど、あらためて自然災害に対して、日ごろ

から意識を持ち、継続して対策を講じることの大切さを再認識したところであります。

また、スポーツの分野では「清川っ子」の活躍が大変目立った年でもありました。小さな村の誇りを胸に、野球や陸上、バレーボール、ポケバイなどの全国大会などで輝かしい活躍を残すことで村を大いに盛り上げてくれた子どもたちに感謝するとともに、子どもたちの成長を支えられた保護者の皆様、地域の皆様の熱意と努力に心から敬意を表するところであります。

このような中、令和7年度は将来の村づくりの指針である第4次清川村総合計画の2年目として、村民の皆様といっしょに作り上げた新たな将来像「水と緑あふれる心のふるさと」の実現に向けた取り組みを進めてまいりました。

全国的な人口減少や少子高齢化に加え、国・地方自治体が一体となった人口の東京一極集中の是正に向けた取り組みにもかかわらず、村の人口も減少傾向にある中、村民の皆様が望む村の姿である「自然との共生」と「水源地としての責務」を全うする一方で、この地域に愛着を持っていただける方を増やし、あたたかみある「きよかわ」を目指して、村の活力を促進していく取り組みが、今まさに求められています。

全体の約9割を森林が占める村であり、神奈川県民の水がめである「宮ヶ瀬湖」及び「小鮎川」の水質を保全するため、森林の整備及び生活環境の維持に向けた取り組みを進め、近年の記録的な猛暑の原因であります地球温暖化防止対策としては、長年にわたり整備してきた村有林の二酸化炭素の吸収量をクレジット化し、温室効果ガスの削減

に取り組む民間企業などに購入していただく「Ｊークレジット推進事業」を通じて山村地域としての役割を果たすとともに、村全体の環境施策の道標となるべく「環境基本計画」の策定を終えたところであります。

村内の産業面では、基幹産業である緑茶栽培の担い手不足や、シカやイノシシ、サルなどの有害鳥獣被害による農地の荒廃化など、なかなか解決できない課題を抱える中、地域を活性化する取り組みとして国の「地域活性化起業人制度」を村でも導入し、民間企業から派遣された起業人の活躍により、食育を中心とした子どもたちから高齢者まで幅広く参加していただける事業を展開し、また企業版ふるさと納税制度を通じて、本村の村づくりに共感していただいた企業の皆様とは今後の村の活性化に向けたパートナーとしての関係性を築いてまいりました。

また、連携協定を締結している周辺の大学との各種の取り組みも充実が図られ、相模女子大学には道の駅「清川」との連携による特産品開発、東海大学には村の観光情報の発信と併せ、村の伝統行事である青龍祭には制作準備の段階から若い風を吹き込んでいただきました。

我が国の経済情勢は、雇用や所得環境の改善が進む中、所得税に係る年収の壁の見直しやガソリン暫定税率の廃止、自動車税・軽自動車税の環境性能割の停止など国の各種政策の効果もあって、緩やかな回復が今後も続いていくことが期待されております。しかし一方では、不安定な世界情勢を起因とする燃料価格の上昇や米国の金融政策に端を発した円安の進行に伴って急激に押し上げられた物価の上昇がなかなか収束せず、日々の生活に苦しんでいられる世帯の方々には、

国の施策に基づく給付金制度や減税制度、また食料品などの価格高騰対策が継続的に実施されてきたものの、実質賃金は落ち込みが続くなど、根本的な解決には至っていない現状となっております。

また、団塊の世代の方々が75歳以上となる2025年を経て、介護や看護などの社会保障制度への需要圧が下がりにくい高齢化の高止まりといった局面を迎え、また全国的な人手不足は村内でもさまざまな分野に影響を及ぼすなど、将来にわたって村を持続していくために維持すべき将来目標人口の達成には、我が国全体の問題である少子高齢化が大きな課題となっており、村単独で短期的な解決を図ることが困難な状況となっておりますが、現時点の人口水準を維持しながら、さらなる関係人口・交流人口の創出や出生率改善に取り組むことに加え、国を挙げての取り組みである自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）に伴うデジタル技術や生成AIなどの導入による業務の効率化など、地方自治体にも新たな戦略の構築が求められております。

清川村は昭和31年9月30日に村制を施行し、本年、70周年を迎えます。

この大きな節目を迎えるにあたり、宮ヶ瀬ダム建設をはじめとした幾多の困難を乗り越えてきた先人の功績を振り返り、地域の資源や魅力を再認識することで、村を取り巻くあらゆる課題を基礎自治体として着実かつ的確に解決していくため、令和8年度予算につきましては、6つの基本目標により構成する第4次総合計画・前期基本計画に基づいて、事業の目的や効果を十分に精査したうえで、新たな取り組みや既存事業の見直しなど、所要財源の確保を図りながら積み上げたものとなっております。

村民の皆様をしっかりとお聴きし、村民の皆様とともに、議員各位のご理解とご協力を賜りながら、一步一步着実に村政運営を進めてまいります。

それでは、村政運営に関する私の基本的な考えについて、5つの視点（約束）に基づき、ご説明申し上げます。

第1に、「清川っ子の笑顔と未来輝く村に」であります。

次代を担う子どもたちは、今を生きる私たちにとって、村の宝であり、未来そのものです。清川っ子への支援は「未来への投資」であり、持続可能な村づくりへの重要な政策でもあります。

国では、少子化の危機的な状況を鑑み、こども家庭庁の設置に引き続いて、若年人口が急激に減少する2030年代までをラストチャンスと位置付け、少子化対策を加速させる取り組みとして「こども未来戦略」を打ち出しました。児童手当の拡充、妊婦のための支援給付・包括相談支援事業の実施に加え、高等教育費などのさらなる負担軽減の議論が進められる中、村でも親の就労要件を問わず柔軟に保育所などを利用できる乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」を開始いたします。

一方で、金銭的な理由などで結婚をためらう傾向が強まり、国内の未婚率が年々上昇を続けている中、子育て支援の拡充に軸足を置く従来型の対策だけでなく、結婚や出産をしやすい環境づくりが一層求められております。

婚姻した世帯を対象として、新たな住居の取得などに係る費用を支援する結婚新生活支援事業では、年収要件の緩和を図るとともに、不安を抱える妊婦を心身面、経済面から支えるため、妊婦健康診査の費用助成の拡充や小児定期予防接種の拡大、また食材費の高騰に対応しながらも、村内幼稚園、小学校及び中学校の給食費並びに保育所の副食費の全額補助など、妊娠期から出産、子育て期の各段階への切れ目のない支援を行ってまいります。

今後も、国や県の動向を注視しつつ、村全体で清川っ子を育み、子育て世代を支え、「清川らしい、子育てしやすい環境づくり、きめ細やかな保育環境づくり」といった基盤を整備して、「子育てするなら清川村で」と選ばれる地域を目指すことで、出生数の増加と人口構造の改善に努めてまいります。

また、令和2年7月に「清川にひとつの清川らしい幼稚園・小学校・中学校が一体となった新しい一貫校をつくりあげる」と方針決定しました幼小中一貫校の設置に向けた取り組みにつきましては、施設整備基本構想に基づき保育園を含めた形で取りまとめた同基本計画に沿い、スピード感を持って着実に進めてまいります。

次に、第2の「いつまでも元気で活躍できる村に」であります。

村の高齢化率は、昨年12月末で39.8%に達し、全国平均と比較しても高い状況にあります。また、全国的な人口の減少に伴い、65歳以上の人口を示す「老年人口」は、村の将来人口推計においては2025年をピークに減少に転じる一方で、2045年には生産年齢人口を上回るとともに、村の人口のほぼ半数にまで及ぶことが予測されております。

超高齢化社会にあっても、村民一人ひとりが心身ともに健康で、生

涯にわたって、いきいきと安心してこの地域で暮らし、活躍できることが私の願いでもあります。

高齢者の日常生活、社会生活において大切な移動の手段をしっかりと確保するほか、地域や家庭におけるコミュニケーションを阻害することで認知症の原因となる難聴対策などを継続して実施してまいります。

感染症対策としては、罹患による重症化のリスクを回避するため、従来の予防接種の費用助成をはじめ、带状疱疹予防接種施策は 50 歳からの早期接種の奨励といった村独自の取り組みを継続してまいります。

また、高齢者の健康課題に対応するため、健康診査や医療、介護に関するデータを活用する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を強化するほか、心身機能に影響を及ぼす口腔機能の低下を防ぐため、従来から取り組んでまいりましたオーラルフレイル健康診査の個別化を開始し、受診率の向上を目指すとともに、高齢者を含めた全ての世代にとって大切な「食」に関しては、第 3 期健康増進計画・食育推進計画に基づき、不足がちな野菜を中心としたレシピ開発や健康づくりへの取り組みに対する健康ポイント事業を継続することで、高齢者の健康保持・増進に努めてまいります。

次に、第 3 の「災害に強く安全安心で快適な村に」であります。

昨年も、全国では地震や大雨などの自然災害が猛威を奮いました。

昨年の 6 月 21 日から開始したトカラ列島群発地震は 2 週間を経過しても収束せず、2,000 回を超える有感地震が発生するなど、過去に類を見ない発生回数、活動期間となりました。また、7 月 30 日にはカ

ムチャツカ半島周辺での大地震により太平洋沿岸の広い範囲に津波警報が発令されたほか、12月8日の深夜には青森県の東方沖を震源地とするマグニチュード7.5の大地震が発生し、地震への備えの再確認と直ちに避難できる態勢の準備を呼びかける北海道・三陸沖後発地震注意情報が1週間にわたって発令されました。

地震活動の活発化や地球温暖化などの影響を背景とした自然災害の激甚化・頻発化に対応すべく、防災・減災対策、強靱化への取り組みなどの重要性を再認識しているところであり、年間の来訪者数が232万人に及ぶ観光地を抱える村の責務として、災害発生時などの防災情報を迅速かつ的確に伝達すべく防災行政無線の安定運用と増加傾向にある外国人対策として多言語化対応に取り組むとともに、上下水道に支障が出た際にも利用できる災害用防災トイレの運用や災害時に配給する食糧、生活用品などを計画的に調達するほか、村道の狭隘箇所改良や安全対策、ライフラインである簡易水道・公共下水道施設の長寿命化などに取り組んでまいります。

また、8月5日に関東地方は記録的な高温に見舞われ、国内14地点で40℃以上を観測するなど地球温暖化の進む夏の姿を示したものとなりました。

子どもたちの活動の場であり、災害時などの指定避難所でもある緑小学校体育館に空調設備を新設することで、施設の利用環境の向上や避難所の環境整備を進めるほか、この異常気象の原因となっている温室効果ガスの削減に向け、村として取り組むべき環境施策の道標として策定しました環境基本計画に基づいた地球温暖化防止対策事業を継続するとともに、4月から開始する粗大ごみの有料化を含めたごみの資源化・減量化の推進、公共施設の照明LED化、そしてJ-クレ

ジット推進事業では国の認証を受けたクレジットの発行を開始してまいります。

次に、第4の「新しい賑わいと魅力あふれる村に」であります。

村の将来目標人口・3,000人の維持に向けて、村制70周年を記念した各種イベントの拡充を図ることで地域の賑わいを醸成するとともに、関係人口・交流人口の創出と「産・官・学・民」が連携した地域産業の活性化、そして移住・定住促進に向けた取り組みを強化してまいります。

産業面では、後継者不足などの理由により継続が厳しい状況となっています。緑茶栽培については、「KIYOKAWA CHABACCO」の村制70周年の記念パッケージの作製に加え、総務省が実施する地域おこし協力隊を村に迎え、その継続と活性化を図ってまいりますし、増加傾向にある遊休農地や荒廃農地を解消する取り組みとして、野生動物被害防止柵などの設置費補助をはじめ、道の駅「清川」の指定管理者との連携による農地の利活用方策の検討に取り組んでいくとともに、連携協定を締結している相模女子大学、東海大学の学生の若い力を活用した魅力ある特産品開発、情報発信を進めてまいります。

地域産品のブランド認定制度である「きよかわブランド」は、認定品目の拡大を図り、「ふるさと応援寄附金」における魅力ある返礼品としても活用するとともに、実際に村にお越しいただいたうえでの体験や活動を返礼品として扱う現地決済型の活用によりさらなる充実を図るほか、村が行う地方創生の取り組みに対して賛同していただける企業から寄附を広く集める企業版ふるさと納税制度を通じて、今後の村の活性化に向けたパートナーシップをさらに築いてまいります。

また、国が進める二地域居住・関係人口の推進施策に基づき、「二地域居住コーディネーター」を設置し、新しい人の流れを創出する取り組みを開始するほか、空き家を活用する事業では居住用に加えて、事業用として賃貸するためのリフォーム費用や、村内の限られた住宅用地を有効的に活用するための施策である空き家の解体費用に係る支援についても引き続き実施し、移住・定住のさらなる促進に取り組んでまいります。

近年、新東名高速道路や国道 246 号バイパスの建設、リニア中央新幹線の新駅及び旅客線化に向けた取り組みが進む関東車両基地などの開発により、村を取り巻く周辺地域の交通インフラも整備されつつあり、宮ヶ瀬湖のフィッシング利用の実現に向けた取り組みは、事業の採算性や環境配慮、地域活性化などの課題解決に向けた実証事業を進める段階に至りました。

都心からのアクセスの利便性の向上などで村への注目度が高まっていると感じており、この機に村が誇る地域資源を磨き上げ、広く発信することで、賑わいと魅力あふれる村を実現してまいります。

最後に、「村民と行政による協働と連携の村に」であります。

村制 70 周年といった大きな節目を迎え、困難を乗り越えてこられた先人への感謝と、現在の村の平和と繁栄を祝い、そして持続可能な村づくりへの新たなスタートを誓う機会となるよう、記念式典の開催をはじめ、記念要覧の発行やホームページのリニューアル、また記念事業の企画や立案にあたっては実行委員会を組織し、村民の皆様、村内事業者の皆様が主体となった記念事業を運営してまいります。

また、私が常日ごろから掲げております協働と連携の村を実現する

ための重要な事業の一つと考えている「住民懇談会」は、各自治会館などで広く開催し、参加された皆様から村政に対するご意見やご要望、お住まいの地域の困りごとなどを伺うほか、村の行財政の状況や重要施策などについて、対話を通じ、お互いに村政運営の当事者として村民と共有をさせていただきながら、各種事業に取り組んでまいります。

災害時の「共助」や地域のサロン活動などの「地域共生社会」の取り組みに、その母体となる地域コミュニティの形成は必要不可欠であり、その核である自治会などの地域活動への支援はもとより、新しいコミュニティ組織を創出し、地域の担い手不足を解消するための取り組みを継続し、世代を超えた仲間づくり、地域への愛着想起を目的としたコミュニティ力の醸成に取り組んでまいります。

また、村民ニーズの多様化や労働力不足を解消するため、国を挙げての取り組みが進められております自治体D Xは、ガバメントクラウドを基盤とした基幹系業務の安定稼働に加え、地方税統一Q Rコード「e L－Q R」による電子収納を社会保障関連の各種事業分野に拡大することで保険料納付者の利便性の向上と収納事務の効率化を図るほか、地域活性化起業人の派遣をI T関連企業から受けることで、デジタル人材の育成や先進技術の積極的な業務導入、バックヤードの改革を推進するほか、行政手続きの効率化に必要な高齢者などに向けたデジタルデバイドを生まないための施策を進めるなど、D Xによる地域課題の解決に取り組んでまいります。

そして、村政の効率的で効果的な推進を図るため、国や県、近隣市町、関係機関との連携をさらに深めながら、消防・防災や一般廃棄物処理などの環境対策、観光、医療、福祉、インフラ整備といった各種の取り組みを引き続き進めてまいります。

以上、村政運営にあたりまして、私の基本的な考え方について申し上げましたが、村民の皆様の声をしっかりとお聴きしながら、「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、夢と希望に満ちた清川」の実現に向けて、持続可能な村づくりに取り組んでまいります。

それでは、令和8年度清川村当初予算案の概要につきまして、「第4次清川村総合計画・前期基本計画」の施策の体系に沿って、主要事業を順次ご説明申し上げます。

基本目標1、「自然と調和した美しい村づくり」の施策であります。

村の誇りであり、かけがえのない財産である自然を適正に管理し、保全するため、3つの基本方針により事業を展開してまいります。

基本方針1、「自然環境の保全」につきましては、神奈川県民の水がめである「宮ヶ瀬湖」及び「小鮎川」の水質を保全し、森林の有する水源涵養機能を維持するため、神奈川県水源環境保全・再生事業や森林環境税を原資とした森林の保全及び生活環境の維持に向けた取り組みを引き続き実施するとともに、間伐材を活用したベンチを作製し、水源地の保全の重要性を広く発信してまいります。

また、令和6年度から開始しました宮ヶ瀬湖のフィッシング利用の実現と地域の活性化に向けた取り組みについては、国の協力のもと、神奈川県及び相模原市、愛川町と共同で、事業の採算性や環境配慮などの課題解決のための実証事業に係る準備を進めてまいります。

鳥獣被害対策につきましては、鳥獣被害防止計画に基づき、イノシシ、シカの個体数調整やサルの追い払いなどを実施するとともに、電気柵や獣害防止ネットなどの設置費に対する補助などを継続し、有害

鳥獣による農作物や村民生活への被害軽減に努めてまいります。

また、国内で頻発するクマの出没に対しましては、昨年に策定した緊急銃猟ガイドラインなどに基づいた安全確保対策を実施してまいります。

長い年月をかけて維持してまいりました村有林の針葉樹に吸収される二酸化炭素などの吸収量を売却するため、国の認証を受けたクレジットを発行し、今後の環境対策などに必要となる財源の確保に努めてまいります。

基本方針 2、「環境負荷の軽減」につきましては、策定を終えた環境基本計画に基づき、村自体も一事業者としての役割を示すため、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定するとともに、太陽光発電設備や木質バイオマスストーブの設置をはじめ、電気自動車、HEM Sや燃料電池システム、ビークル・ツー・ホーム、蓄電池システムといった地球温暖化防止に向けた取り組みに対する支援を継続し、社会全体における地球環境保護に対する意識醸成に努めてまいります。

基本方針 3、「ごみの資源化・減量化の推進」につきましては、昨年12月から稼働とした厚木愛甲環境施設組合による新ごみ中間処理施設を中心として、ごみ質の統一化や収集体制の構築など安定的なごみ処理体制を確立するとともに、4月から開始する粗大ごみの有料化のほか、資源物のリサイクルを強化することでごみの減量化・資源化を進め、循環型社会の実現に寄与してまいります。

次に、**基本目標 2、「快適で安全・安心な村づくり」**の施策であります。

村民の生活の基盤となる上・下水道施設及び道路、橋梁などのイン

フラ整備や交通の利便性の確保、そして激甚化・頻発化する自然災害に強い村づくりを進めるため、3つの基本方針により事業を展開してまいります。

基本方針1、「上・下水道の適正管理」につきましては、公営企業会計への移行3年目となる簡易水道事業及び公共下水道事業において、独立採算の原則により経営状態や資産状況を明確にし、両事業における経営戦略に基づいた料金改定などを踏まえた経営の効率化を図ってまいります。

簡易水道事業につきましては、清水ヶ丘地区の配水管の更新に伴う路面復旧工事や浄水場の設備更新などを進めるとともに、新たに追加された有機フッ素化合物の一種であるP F O S、P F O Aを調査項目に含めた水質検査を実施し、安全でおいしい水の安定供給に努めてまいります。

また、公共下水道事業につきましては、第2期ストックマネジメント計画に基づき、設備の長寿命化工事を計画的に進める一方、神奈川県汚水処理事業広域化・共同化計画に沿った下水道の流域化に向けた調査を開始するなど、安全で計画的な事業運営を図ってまいります。

基本方針2、「快適で利便性の高い住環境の整備」につきましては、急激な運転士不足に直面している村の主要な公共交通機関である路線バスを維持し、就労や就学といった日々の生活における利便性の向上を図るために、早朝・深夜便のバス運行費用を補助するほか、路線バスの通学や通勤の定期券購入費への支援を継続し、移動にかかる交通費の経済的負担の軽減と自家用車の利用抑制による環境への負荷軽減を図ってまいります。

村民生活の基盤である村道の新設・改良につきましては、みちづく

り計画に基づき、すでに着手しております村道谷太郎線及び寺家の谷線の改良工事に加え、橋梁長寿命化修繕計画に基づく 33 橋の橋梁点検を実施することで、村道の狹隘箇所解消及び通行の安全を確保するとともに、宮ヶ瀬湖畔園地のランドマークの役割を果たしている宮ヶ瀬水の郷大つり橋の床板取替を計画的に進めることで適正に管理してまいります。

その他にも、村民や各種団体のご協力によるクリーンキャンペーンの実施や不法投棄防止に向けたパトロールの実施、宮ヶ瀬霊園の管理運営、狂犬病予防接種の個別接種の推進、蜂の巣等駆除費の補助など、快適で住みよい生活環境の整備を図ってまいります。

基本方針 3、「安全・安心な社会基盤の整備」につきましては、発生が危惧される首都直下地震をはじめ、台風や大雨による土砂災害や地球温暖化による酷暑、冬季の乾燥による山火事の発生など、激甚化・頻発化している自然災害の現状を受け、防災・減災対策は、私の一番の使命であると認識しております。

地域防災計画に基づき、災害が発生した時、またそのおそれがある時を想定し、村民はもとより村を訪れている方々を支援するための食糧や飲料水などの備蓄品を適正に調達・管理するとともに、防災情報を迅速かつ的確に伝達するため、多言語化などの対応を含めた防災行政無線の更新を進めるほか、あらゆる分野で活用している気象情報を測定・記録する総合気象観測装置の更新をはじめ、木造住宅の無料耐震相談会の実施、耐震改修に係る経費の補助を引き続き実施し、災害に強い地域を形成してまいります。

また、地域防災力の要である厚木市消防と消防団の連携強化、詰所の照明 L E D 化や資機材の整備、女性消防団員の導入を見据えた消防

団員の確保などを進めてまいります。

防犯対策につきましては、未だ後を絶たない高齢者の特殊詐欺被害の防止対策として、迷惑電話防止機能付きの電話機の購入費助成を継続するほか、村内全域でＬＥＤ化が完了した防犯灯、村内 12 か所に設置した防犯カメラを適正に管理・運用し、犯罪のない地域づくりを進めるとともに、犯罪により日々の生活に様々な問題を抱える方々の被害を回復し、または軽減し、平穏な暮らしを取り戻していただくよう相談事業や経済的負担の軽減を図る犯罪被害者等支援事業を開始してまいります。

交通安全対策につきましては、自転車乗車時のヘルメットの購入費に対する助成のほか、交通安全指導員や厚木警察署などの関係団体との連携強化により交通事故防止を図り、死亡事故ゼロに向けた取り組みを進めてまいります。

次に、基本目標３、「生涯を健康で、支え合いながら暮らせる村づくり」の施策であります。

村民の皆様に生涯を通じて豊かな生活を送っていただけるよう、健康寿命の延伸に向けて、その基盤となる心身の健康を維持するため、3つの基本方針により事業を展開してまいります。

基本方針１、「健康寿命の延伸」につきましては、健康診査や医療、介護に関するデータを活用する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」として、地域のサロン活動などの通いの場を活用したポピュレーションアプローチのほか、心身の機能低下に大きく影響する口腔機能の向上を図るオーラルフレイル健康診査は個別健診を開始するなど、高齢者のフレイル予防を強化してまいります。

感染症対策としては、高齢者などの重症化のリスクを回避するため、インフルエンザ予防接種、新型コロナワクチン接種の継続及び定期接種化された带状疱疹ワクチン接種につきましても国の定める対象年齢にかかわらず、従来のとおり 50 歳からの早期接種に対する費用助成を継続してまいります。

村でも死因数が最も多いがんへの対策として、がん検診の実施によるがんの早期発見と早期治療、生活習慣の改善指導を行うとともに、県立煤ヶ谷診療所などの大腸がんの個別検診を推奨することで受診機会の拡大を図るほか、自宅で療養している若年がん患者の方々が住み慣れた場所で安心して自分らしく生活するための一助となるよう、在宅療養の費用の一部助成を開始してまいります。

また、第 3 期健康増進計画・食育推進計画に基づき、未病センターの活用や健康づくりの基本となる「やまびこ健診」などを通じた取り組みにかかる健康ポイント事業を継続するとともに、地域活性化起業人制度により派遣された栄養士が中心となり、村制 70 周年を記念とした村の郷土料理の歴史の振り返りや野菜レシピの開発、手作りおやつ等の普及など、健全な食生活を通じた健康づくりと地域活性化を促進してまいります。

心の健康づくりにつきましては、国内の自殺者の全体数が統計開始以来で初めて 2 万人を下回るなど減少傾向にある中、児童・生徒にかかわる事案が過去最多となった社会情勢をふまえ、様々な社会的要因により悩みを抱える方々が早期に相談できるよう地域で見守る体制づくりを第 2 期自殺対策計画に基づき進めてまいります。

そして、心身ともに健康で、生涯にわたっていきいきとした豊かな生活が送れるよう、学びの機会やスポーツを通じた健康増進を推進す

るため、文化・芸術活動、趣味、レクリエーションなどの拠点となる生涯学習センターせせらぎ館をはじめ、運動公園施設の適切な維持・管理を行うことで、清川らしい生涯学習・生涯スポーツの推進に取り組むほか、村制 70 周年を機会として、村を流れる川の中を歩くことで自然の素晴らしさを満喫するとともに、健康増進と体力向上、また川の怖さを確認するリバートレッキング体験教室の開催や、はたちのつどいの開催に併せて、一般の方々にもあらためて郷土への愛着を深めていただくヘリコプターによる空中散策「郷土を大空から知ろう」の実施、第 39 回を迎える清川やまびこマラソン大会ではゲストラナーをお呼びするなど地域を盛り上げてまいります。

基本方針 2、「福祉サービスの充実」につきましては、高齢者保健福祉計画に基づき、自立した生きがいのある日常生活を送っていただくための支援として、通院や買い物など、外出の際の移動手段をしっかりと確保するため、高齢者バス割引乗車券「かなちゃんパス」の購入費助成を 70 歳以上の方には 2 分の 1、自動車運転免許証を自主返納された方には 3 分の 2 とそれぞれ助成額を拡大するほか、補聴器の購入費助成事業の継続、生きがい事業団、緑ことぶき連合会への活動支援を継続してまいります。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、紙おむつ支給などの在宅療養者支援や福祉給食サービス、ごみ出しが困難な方への個別収集、見守り支援ラベルの交付を行うほか、障がい者の支援に向けた障害者自立支援サービス費の給付や重度障害者の医療費助成、成年後見制度の利用促進に向けた中核機関の運営などを継続するとともに、障がい者やその家族のニーズをふまえ、村の障がい福祉施策の基本理念を定める障がい者計画などの諸計画を改定して

まいります。

介護認定を受けていないものの、引きこもりや軽度の認知症などのリスクがある方が要介護状態にならないよう予防するため、村が開設しております通所型デイサービス「ほのぼのクラブ」の運営や、生活支援コーディネーターを中心とした地域に根付いたサロン活動の相互間のつながりの創出、また社会的に孤立の傾向にある男性に特化した社会参加の場の提供など、高齢者や障がい者が生きがいづくりや就労、地域活動などに進んで参加できる環境を構築することで「地域共生社会」を実現するとともに、健康寿命の延伸の基盤となる介護保険事業や後期高齢者医療事業の安定的な運営を図ってまいります。

基本方針 3、「多様性と人権の尊重」につきましては、男女がともに性別にとらわれることなく活躍することができる社会「ジェンダー平等の実現」に向け、第2次男女共同参画基本計画に基づいた講演会の開催や団体支援を継続してまいります。

また、次代を担う村内中学生にかけがえのない平和の尊さを認識してもらうため、恒久平和推進事業を引き続き実施するとともに、戦没者追悼式を開催し、戦争によって命を落とされた方々に対して、哀悼の意を表し、真の恒久平和の実現を目指してまいります。

次に、基本目標 4、「健やかに育ち、夢や希望が持てる村づくり」の施策であります。

次代を担う村の宝である子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境を整備するとともに、教養を深め、文化の高い地域として村が持続していくため、3つの基本方針により事業を展開してまいります。

基本方針 1、「子育て環境の充実」につきましては、国が 2030 年代

までを少子化対策のラストチャンスとして「こども未来戦略」を策定し、若者・子育て世代の所得の向上、社会全体の構造・意識の改革、ライフステージに応じた切れ目のない支援を基本理念に据えた各種の対策を打ち出しております。

村では長きにわたり、子育てしやすい地域づくりに向けた取り組みに力を注いでまいりましたが、今後も国や県の施策と連動させ、妊娠期から出産、子育て期までを安心して暮らせる地域を構築し、若い世代が結婚や出産に夢を持つことができるよう、清川らしい取り組みを継続してまいります。

身体面と精神面でさまざまな不安を抱える妊産婦を地域全体で支援する取り組みとして、原則、健康保険適応外である妊婦健康診査の費用の公費負担額を引き上げるとともに、出産後における乳幼児健康診査においても、法定の健康診査とは別に、5歳児集団健診の実施や生後1か月児の個別健診の費用助成、また専門職を配置した親子開放デイを継続するほか、母子保健機能と児童福祉機能が一体となった「こども家庭センター」を開設し、妊娠期から出産、乳幼児期まで子育て世帯に寄り添った支援を行ってまいります。

物価高騰による家計への影響が比較的大きい子育て世帯への経済的な支援策につきましては、18歳までの医療費の無償化や小児インフルエンザ予防接種の費用助成をはじめ、村独自の出産祝金や保育所などの副食費の全額補助などの支援を継続してまいります。

また、コロナ禍で大きく下振れした以降、横ばいの傾向が続いている国内の婚姻状況をふまえ、婚姻した世帯の住宅の取得などの費用を支援する結婚新生活支援事業においては対象要件を拡大することで、若者の夢の実現を後押ししてまいります。

現代の子育てに必要な不可欠である保育の充実につきましては、公設民営の認可保育所である「あおぞら保育園」と小規模保育施設「おひさま保育園」が村の地域特性に応じた保育を実施できるように支援を継続するとともに、国が進める「こども誰でも通園制度」を「あおぞら保育園」で開始するほか、病児保育事業の広域利用の運用、また放課後児童クラブや放課後子ども教室は小学生の居場所づくりと学習の場の提供に向けて、相互に連携しながら取り組んでまいります。

行政はもとより、家庭、学校、地域社会などがそれぞれの立場で、「こどもまんなか社会」の実現を目指すべく、村が取り組む子育て支援策の指針として策定した「第3期子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、ひとり親家庭支援、要保護児童対策なども含め、子どもや若者の権利が保障され、健やかな成長につながるよう包括的に進めてまいります。

基本方針2、「教育環境の充実」につきましては、村の将来を支える子どもたちが自らの人生を切り拓くための確かな学力を習得し、豊かな社会生活を送るために必要となる心身の成長を遂げることができるよう、保護者や地域が一体となった将来の地域の担い手づくりを進めてまいります。

幼児教育につきましては、村立幼稚園で園児たちが元気に明るく、たくましく成長するために必要な環境整備や安全対策を進めるほか、家庭の保育ニーズに対応するため、「幼稚園型一時預かり事業」の実施や給食費の全額助成を継続することで、保護者の子育てにかかる心身面・経済面の負担の軽減を図ってまいります。

小中学校教育につきましては、タブレット端末の活用やデジタル教科書の普及、ICT支援員の配置などに取り組むほか、外国語指導助

手（ALT）の拡大や学習指導員、また外国籍児童・生徒支援員の配置や音声翻訳機の導入を行うことで、児童・生徒の学力と学校生活の質の向上を図るとともに、新たに導入した校務支援システムを活用し、教職員の業務負担の軽減など働き方改革の実効性の向上と業務の適正化・効率化を図ってまいります。

また、災害時などの指定避難所である緑小学校体育館への空調設備の新設、照明のLED化工事を行うとともに、児童・生徒に学校給食を安定的に提供するため、調理業務の民間委託化を進めるなど、教育環境の充実を図ってまいります。

長引く物価高騰による保護者の家計負担を軽減するための施策といたしましては、入学祝金をはじめ、給食費は食材費の高騰をふまえながら保護者負担額の全額を助成し、修学旅行費の補助、高等学校・大学などへの通学費、高等学校入学者を対象とした端末機器購入費の助成などでも助成額を一部拡大しながら継続してまいります。

また、宮ヶ瀬地区から緑小学校、緑中学校に通学する児童・生徒の通学費の補助などを継続してまいります。

そして、「幼保小中一貫校の設置に向けた取り組み」につきましては、「施設整備検討委員会」や「教育推進部会」での協議を継続しながら、幼保小中一貫校施設整備基本計画に基づいた施設整備に向けた各種業務を進めてまいります。

基本方針3、「文化・芸術の振興と承継」につきましては、村の歴史や文化、生活風土を守ることで郷土愛を醸成し、地域の特性を未来へ承継していくため、村の伝統行事である「青龍祭」や芸能・芸術のふれあいの場である「文化作品展・芸能発表会」が地域を主体とした催しとなるよう、その担い手を育みながら支援を継続してまいります。

また、村内の民家で保存されていた指定重要文化財である二ホンオオカミの頭骨などは、後世に残していくための支援を行っていくとともに、頭骨などのレプリカや復元画の展示、講演会の開催などを通じて二ホンオオカミが棲んでいた村として、地域の活性化にも活用してまいります。

次に、基本目標 5、「地域特性を活かした魅力とにぎわいのある村づくり」の施策であります。

地域を活性化し、関係人口・交流人口の創出、移住・定住の促進により人口規模を維持することで村を将来に向かって持続させていくため、5つの基本方針により事業を展開してまいります。

基本方針 1、「農林商工業の振興」につきましては、緑茶栽培の活性化に向けた販路拡大商品である「KIYOKAWA CHABACCO」の村制 70 周年記念パッケージを増販するほか、担い手づくりと遊休農地の活用を目的とした地域おこし協力隊を募集し、減退傾向にある茶業の活性化と農業の振興を図ってまいります。

さらに、研修農場への獣害防止用電気柵の増設や潜在的な農業への就業希望者の掘り起こしを行うほか、農業委員会や関係機関と連携しながら、農地バンク制度を活用した貸し手と借り手のマッチングを図るとともに、道の駅「清川」の指定管理者とも連携を図りながら、農地活性化協議会の開催や出荷環境の整備を行うことで、遊休農地の利活用を進めてまいります。

林業につきましては、神奈川県水源環境保全・再生事業や森林環境税を原資とした森林整備を進めるとともに、神奈川県の協力協約推進事業を活用して木材の利用促進を図り、間伐材の有効活用などにも引

き続き取り組んでまいります。

また、商工業につきましては、住宅リフォーム費用の助成制度や資金融資にかかる利子補給により村内事業者の経営安定を図るほか、3年目として地域に定着した商工共栄会が中心となった地域活性化イベントである「きよかわむら祭」の開催を支援するなど、地域経済の活性化に向けた取り組みを進めてまいります。

基本方針 2、「観光産業の活性化」につきましては、年間 232 万人を超える来訪のある観光地として、宮ヶ瀬湖を中心に宮ヶ瀬地区公共施設などの指定管理者である宮ヶ瀬水の郷観光協同組合をはじめ、国や県、周辺市町、日本版DMO法人である公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団と連携を図りながら、宮ヶ瀬湖畔園地周辺の新たなブランディングや村制 70 周年を記念した四季のイベントなどのさらなる魅力を創出してまいります。

また、道の駅「清川」を拠点として、指定管理者と連携しながら、村で収穫された農作物や生産された商品の販路拡大を目指すとともに、相模女子大学との連携による特産品開発の取り組みを進めるほか、宮ヶ瀬湖水の郷交流館の照明LED化など宮ヶ瀬湖畔園地内の施設・設備やふれあいセンター別所の湯などの適正な維持・管理に努め、来訪者数の増加と観光産業の活性化に努めてまいります。

基本方針 3、「地域経済の活性化」につきましては、ローカルイノベーション拠点施設に整備したサテライトオフィスへの事業者の誘導、さらにサテライトオフィスから村内への定着も視野に入れ、特定地域土地利用計画に基づいて限られた土地の有効かつ適正な利用を斡旋することで、民間企業の進出を促進するとともに、不安定な社会情勢下において勤労者の生活資金を融資することで、雇用を維持・創出し、

地域経済の活性化を推進してまいります。

また、愛川町と共同で策定した創業支援等事業計画に基づき、愛甲商工会などの民間の創業支援等事業者と連携したワンストップ相談窓口の設置など、地域金融機関とも連携を図りながら創業時の様々な課題の解決を図るほか、地域活性化起業人制度を活用することで民間企業が村に求めているニーズを探求し、企業誘導などにより新たな民間活力の創出を図ってまいります。

基本方針４、「地域セールスの推進」につきましては、地域産品のブランド認定制度として定着した「清川ブランド」の認定品目を着実に増やすとともに、「ふるさと応援寄附金制度」における返礼品として活用するほか、新たに導入した現地決済型の活用などにより村の魅力をさらに広めることで、産業の活性化を図ってまいります。

また、村の大自然が織りなす四季の魅力やイベントの開催状況、グルメ情報などは東海大学との共同研究プロジェクトとしてSNSを活用することで広く発信し、村の観光地としての認知度向上を図ってまいります。

そして、昨年からは開始した企業版ふるさと納税制度では、村の魅力に共感していただける民間企業を増やし、地方創生の実現に向けたパートナーシップのさらなる構築に努めてまいります。

基本方針５、「移住・定住の促進」につきましては、地域の活性化と移住・定住に向けた関係人口の拡大を図るため、総務省の推奨する「二地域居住コーディネーター」を設置することで、村に新しい人の流れを創出するとともに、村内の二地域施設運営者と連携して、利用者の増加と利用者のニーズ把握、また空き家の利活用に繋げていくほか、居住用としての賃貸を目的とした空き家のリフォーム費用の補助事

業については、新たに事業用を対象として加えるとともに、土地の売買に向けて空き家を解体する費用への補助事業を継続することで、空き家・空き地を地域資源として利活用するための取り組みを進めてまいります。

また、住まいの確保策として、村営住宅、子育て世代型住宅などを効率的に運営するとともに、住宅取得奨励金や住宅資金利子補給金の交付を継続してまいります。

最後に、基本目標 6、「村民と行政が共に歩む村づくり」の施策であります。

村民ニーズの多様化に対応できる細やかなサービスの提供、災害時の共助機能の強化、地域課題に「我が事」として参画する「地域共生社会」の実現の基盤となる地域コミュニティの活性化と効率的な行財政運営を推進するため、3つの基本方針により事業を展開してまいります。

基本方針 1、「地域コミュニティの活性化」につきましては、地域コミュニティの基盤である自治会への支援をはじめ、村民による自主的な活動を促進・支援するとともに、地域の担い手の発掘や新たな活動の輪の構築に向けたミーティングなどを継続し、村の現状と今後を考える機会を持つことで、地域コミュニティの活性化を図るほか、村内各所のコミュニティ活動の場を確保するため、自治会館や住民センターなどにつきましても、適正に管理してまいります。

基本方針 2、「効率的な行財政運営の推進」につきましては、第 4 次総合計画・前期基本計画を基軸として、村づくりへの村民参加や職員の働き方改革の推進などをふまえた第 6 次行政改革実施計画を着実

に実行するほか、企業会計では経営戦略に基づき、近年の物価の高騰に応じた適正な受益者負担を徴収するなど、限られた人的資源・財政的資源の効率的な活用を図るとともに、財政計画や公共施設等総合管理計画、個別施設計画を適宜に見直し、経営的視点を取り入れた持続可能な行財政運営を進めてまいります。

また、国を挙げた取り組みの一つである自治体DXにつきましては、昨年度から運用を開始している基幹系業務システムの標準化・共通化に必要なガバメントクラウドへの接続を継続するほか、庁内イントラネットや総合行政ネットワーク（LGWAN）を適正に運用し、事務の簡素化・効率化及び情報セキュリティの確保を図るとともに、地方税統一QRコード「eL-QR」による電子収納を国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険などの公金収納に活用することで、納付者の利便性の向上と収納事務の効率化を進めてまいります。

加えて、専門的な知識を持つ人材の不足などの原因により、デジタル改革、デジタル実装がなかなか進んでいない村の現状を打破するため、総務省の地域活性化起業人制度を活用してIT関連企業からデジタル人材の派遣を受けることで、村職員や地域におけるDX人材の育成や、行政手続きの効率化に必要なデジタルデバインドを生まないための施策を進め、DXによる地域内各分野の課題解決を図ってまいります。

基本方針3、「情報共有・情報発信体制の強化」につきましては、村の重要な広報媒体の一つであるホームページはアクセシビリティの向上やAIを使った検索機能の搭載など、さらに使いやすく、村の魅力を発信できるホームページへのリニューアルを実施するとともに、広報紙「きよかわ通信（だより）」やメール配信システムの運用により、

村民サービスの内容や災害情報などを正確かつ迅速に発信するほか、各種会議体の会議録や統計資料などを積極的に公開することで、村民と行政の協働による村づくりに向けた情報の共有化を継続して実施してまいります。

また、「村民の声」を村政に反映させる取り組みとして、「村長への手紙」や住民懇談会、自治基本条例に基づくパブリックコメント手続きの実施、次代を担う若い世代から村政に対する意見やアイデアを聴取する「子ども議会」や「中学生ワークショップ」の開催など、村民との対話の機会をしっかりと確保してまいります。

そして、村制施行 70 周年の節目の年を村民の皆様をはじめ、村内事業者の方々といっしょに祝い、村を盛り上げていくため、10 事業の拡大プログラムの実施のほか、記念式典の開催及び記念要覧の発行、また記念事業実行委員会を組織し、村民の皆様が主体となって企画・立案していただいた記念事業などを進めてまいります。

村の財政状況でございますが、歳入におきまして根幹となる村税は、全国的な給与所得などの増加による個人村民税の増収、法人の設備投資の増加による固定資産税償却資産分の増収などが見込まれるものの、国有資産等所在市町村交付金の減収などにより、村税全体で前年度比 0.7%の減収を見込んでおります。

県内全体の景気の回復傾向や物価の高騰に伴う地方消費税交付金の増額、ゴルフ場利用税交付金の増額が見込まれるほか、人事院勧告に伴う職員人件費の増加や物価高に伴う全体的なベースアップ、また臨時財政対策債の抑制や過年度分の償還開始などから普通交付税も大幅な増額を見込むとともに、長期にわたって利用する防災設備など

への投資を世代間で公平に負担していただくため、緊急防災・減災事業債を活用するほか、全体的な財源不足を補うため、財政調整基金などを活用することとしております。

本村の財政は健全な状態が維持されておりますが、歳入の柱である村税の国有資産等所在市町村交付金は毎年2%程度減少しており、国・県補助金や地方交付税、村債、一部基金を活用しつつ、受益者負担の見直しなどにより、効率的かつ効果的な行財政運営への一層の努力に励むことで、今後必要となる投資的経費を確保することが必要であると考えております。

こうした状況を踏まえて、さらなる合理化と能率化を図った行財政運営に取り組んでまいります。単に削減、抑制ありきではなく、村民の安全・安心を礎とし、常に村民の声に応える視線と未来を切り拓くといった使命をもって臨んでまいります。

以上、申し述べました基本方針をもとに、編成いたしました令和8年度一般会計当初予算は、歳入歳出それぞれ28億8,642万7千円で、前年度と比較し730万8千円、0.3%の増であります。

また、特別会計予算は、

国民健康保険事業特別会計	3億9,208万3千円
--------------	-------------

介護保険事業特別会計	3億8,972万1千円
------------	-------------

後期高齢者医療事業特別会計	1億1,664万3千円
---------------	-------------

で、3特別会計の予算総額は、8億9,844万7千円でございます。

また、企業会計予算は、

簡易水道事業会計	1億8,593万4千円
----------	-------------

公共下水道事業会計	6億6,330万9千円
-----------	-------------

で、2企業会計の予算総額は、8億4,924万3千円でございます。

3 特別会計と 2 企業会計を合わせた予算総額は、1 7 億 4, 7 6 9 万円となり、一般会計と合わせた合計は、4 6 億 3, 4 1 1 万 7 千円と編成いたしました。

今年の干支は「丙午（ひのえうま）」であり、太陽の光を意味する「丙（ひのえ）」と、火の気を持つ力強い存在で、大地を蹴って走り出す「午（うま）」が合わさることで、情熱や行動力が高まり、新しい挑戦や積極的な行動に勢いがつく年になるといわれております。

私は年頭に、今年目標として「心」という漢字を選びました。

戦後 80 年の節目として、世界の恒久平和への誓いを再確認する年であった昨年においても、ロシアとウクライナとの間の戦争は終結せず、米国第一を唱える 2 期目のトランプ政権の発足は国家間の軍事面におけるさらなる緊迫を生み、イスラエルによるイランへの大規模攻撃、米国によるベネズエラ攻撃の発生といった大きな紛争が勃発しておりますし、東アジア圏においても中国は我が国への対立の姿勢を崩さないなど、不安定な世界情勢は今後の私たちの日常生活に大きな影響を及ぼすことが予想されております。

このような閉塞感の拭えない現代社会において、各種のハラスメントといった社会問題の解決が強く求められるなど、厳しい生活が続いておりますが、このような時代だからこそ、村民の皆様と「心」を一つにして、この難局を乗り越えてまいりたいと考えております。

全国的な人口減少や少子高齢社会の進行に加え、東京一極集中による人口流出の影響を受けている本村にとって、地域の活力を持続する取り組みが、今まさに求められております。本村を取り巻く環境は時

代の流れとともに刻々と変化しておりますが、固定観念にとらわれることなく、村民の皆様との協働の取り組みにより、村の活力を未来に向かって促進するためのさまざまな事業を一つひとつ積み重ね、その魅力を広く発信することで多くの方々に「清川村を知っていただき、清川村に来ていただき、清川村に住んでいただく」といった心のふりさとへの愛着を醸成してまいります。

安全・安心を実現しつつ、未来への希望を共有しながら、「未来へつなぐ安心で活力と魅力あふれる きよかわ」を目指すため、すべての人に優しい村づくりに全身全霊で臨む所存でございます。

清川村のさらなる発展のため、各施策や事務事業の推進に対しまして、議員各位並びに村民の皆様の温かいご理解とご協力を衷心よりお願い申し上げます、令和8年度の施政方針といたします。

令和8年3月5日

清川村長 岩 澤 吉 美